

千葉県農地銀行設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地の貸借に関する情報を収集し、広く提供することにより、規模拡大を目指す担い手及び新規就農者への農地利用の促進を図り、農地の有効利用及び地域農業を振興するため、千葉県農地銀行（以下「農地銀行」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地銀行 貸出しや売却の希望がある農地情報を収集し、農地の借入れや購入を希望する者に対してその情報を提供し、農地の貸借や売買につなげる制度をいう。
- (2) 農地 千葉県農業振興地域及び生産緑地地区内の農地で、農地台帳にて確認できるものをいう。
- (3) 農地流動化情報台帳 貸出しや売却の希望がある農地情報が掲載された台帳をいう。

(農地の登録申請等)

第3条 農地銀行に所有する農地の登録を希望する者は、千葉県農地銀行登録申請書(様式第1号)を千葉県農業委員会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、適当であると認めた農地を農地銀行に登録し、農地流動化情報台帳に掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、農地銀行に登録することができない。

- (1) 申請が農地の所有者等真正な権利者以外の者から行われたとき。
- (2) 申請の対象農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借が困難であるとき。
- (3) 農地の所在地が不明なとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が農地銀行への登録が適当でないと認めたとき。

3 会長は、前項の規定による農地銀行への登録に必要な場合は、当該農地の調査を行うものとする。

4 会長は、農地流動化情報台帳に掲載する農地について、該当する農地利用最適化推進委員に対し、農地利用調整を依頼することができる。

(農地流動化情報台帳への掲載取下げ)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地流動化情報台帳への掲載を取下げ

- (1) 申請者から取下げの申出があったとき。
- (2) 登録農地に係る貸借その他の権利の設定があったとき。
- (3) 申請日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が登録を不適当と認めたとき。

(農地流動化情報台帳の閲覧申請等)

第 5 条 農地流動化情報台帳の閲覧を希望する者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者でなければならない。

- (1) 千葉市の農家基本台帳に登録されている者
- (2) 他市町村で現在営農している者
- (3) 新規就農希望者
- (4) 前号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

2 農地流動化情報台帳の閲覧を希望する者は、農地流動化情報台帳閲覧申請書(様式第 2 号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 前項第 2 号に該当する者は、農業委員会が発行する営農が確認できる証明書
- (2) 前項第 3 号に該当する者は、就農計画書
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は、農地流動化情報台帳の閲覧をすることができない。

- (1) 閲覧が農地転用目的であると認められるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めたとき。
- (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 6 日から施行する。